



《税務の知識》医療法人に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

はじめに

平成26年度税制改正によって、医療法人に関する相続税及び贈与税の納税猶予制度が新設されています。当該制度は、「持分あり医療法人」を「持分なし医療法人」に移行する際に障害となっていた相続税及び贈与税の納税を、一定の要件の下に猶予又は免除するための制度です。これによって「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行を推進しようとするものです。

1. 医療法人の類型

医療法人とは、医療法39条の規定により設立される法人をいいます。医療法人の大部分が社団ですので、以後、社団を前提としますが、医療法人は、出資者が出資持分を持つか否かによって、「持分あり医療法人」と「持分なし医療法人」の2つに分類されます。

日本には現在、約5万もの医療法人が存在しており、その約83%を「持分あり医療法人」が占めています（厚生労働省HP資料より）。

2. 医療法人の相続問題

医療法人の出資持分の相続税評価は、取引相場のない株式の評価方法に準じて評価します。

医療法人は、剰余金の配当が禁止されていることもあり、長年の剰余金が多額に積み上げられる傾向にあります。よって、「持分あり医療法人」の持分について相続や遺贈が発生した場合には、相続人は多額の相続税を負う可能性が高く、従前、そのような場合に、相続人等は出資持分払戻し請求権を行使し、医療法人に出資を買い取ってもらうことで多額の納税資金を確保していました。しかし、医療法人から多額の資金が流出してしまうことで、医療法人の医業継続が困難になるような事例が生じており、問題視されていました。

3. 医療法改正の背景

そこで、平成19年に施行された医療法改正において、医療法人の非営利性を徹底し、医業を安定的に継続させる観点から、「持分あり医療法人」の新設が出来なくなりました。そして、従来からの「持分あり医療法人」については、経過措置型の医療法人として、「持分なし医療法人」への移行が

推進されることになりました。

4. 「持分なし医療法人」への移行の問題点

「持分あり医療法人」の出資者はその有する持分を全員が放棄することで「持分なし医療法人」へ移行することが可能となりますが、出資者が持分を放棄した場合に他の出資者の持分が増加することで発生する贈与税の問題や、一方で贈与税の課税なく移行できる制度も存在するものの、その要件クリアのためのハードルが高いこと、その他様々な要因により、「持分なし医療法人」への移行は、現在も十分に進んでいない状況です。

5. 納税猶予制度の創設

そこで、「持分なし医療法人」への移行を推進することを目的として、医療法人に関する相続税及び贈与税の納税猶予制度が新設されています。

具体的には、「持分なし医療法人」への移行計画を策定し、平成26年10月1日から平成29年9月30日までの認定期間中に厚生労働大臣の認定を受けた場合は、仮にその移行期間中に出資者に相続が発生した場合であっても、相続税の納税が猶予され、その後、移行計画期間内（最長でも認定から3年間）に「持分なし医療法人」への移行が完了した場合に、その猶予額の納税が免除されることとなります。

また、出資者が出資持分の放棄や一部の払戻しを受けた場合等に残存出資者に発生するみなし贈与課税についても、認定された移行計画期間内であれば納税が猶予され、また、計画期間内に移行が完了すれば、猶予額は相続税と同様、免除されることとなります。

ただし、万が一、移行計画期間内に移行が完了しなかった場合は、納税猶予が打ち切りとなり、利子税を加えた猶予税額を納税する必要があるため注意が必要です。

6. 結び

今後「持分なし医療法人」への移行を検討している場合は、本制度の適用により、スムーズな移行が可能となるものと考えられます。

（担当：折田）